

令和元年度

— 第 1 8 回（定例・臨時） —

## 教育委員会議事録

開 会	令和2年3月27日	10時30分				
閉 会	令和2年3月27日	12時50分				
会議場所	教育委員室					
委員出欠	花山院弘匡	出	森本哲次	出	高本恭子	出
	上野周真	出	伊藤忠通	出		
議事録署名	教 育 長					
委 員	教育長職務代理者					
書 記	奈良県教育委員会事務局 企画管理室					

## 議 案 及 び 議 事 内 容

次 第		
議決事項11	県立学校における教育活動の再開について	可 決
議決事項 1	教育委員会に提出された請願について	
議決事項 2	人事について（事務局関係）	可 決
議決事項 3	奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則について	可 決
議決事項 4	奈良県教育委員会行政文書管理規程の一部改正について	可 決
議決事項 5	奈良県教育委員会優秀選手賞等表彰規則等の一部を改正する規則について	可 決
議決事項 6	奈良県教育委員会所属職員服務規程の一部改正について	可 決
議決事項 7	奈良県教育委員会事務決裁規程の一部改正について	可 決
議決事項 8	奈良県立高等学校等に勤務する教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の制定等について	可 決
議決事項 9	奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について	可 決
議決事項10	奈良県部活動の在り方に関する方針（改定案）について	可 決
報告事項 1	「学校における働き方改革推進プラン」について	承 認
報告事項 2	令和2年度奈良県教育振興大綱アクションプランについて	承 認
報告事項 3	令和2年度公立学校・園の設置・廃止等について	承 認
<p>○吉田教育長「花山院委員、森本委員、高本委員、上野委員、伊藤委員おそろいですね。それでは、ただ今から、令和元年度第18回定例教育委員会を開催いたします。本日は委員全員出席で、委員会は成立しております。奈良県教育委員会会議傍聴規則第2条の規定に基づきまして、1名の方が傍聴券の交付を受けられています。」</p> <p>○吉田教育長 「議決事項11の『県立学校における教育活動の再開について』は、重要かつ異例の事態が生じたものですので、急遽、本日の教育委員会でご審議いただくこととしたいと考えております。また、議事進行の都合上、本議案から審議をしたいと思っております。私から提案をさせていただきますので、議事進行は花山院教育長代理に交代をさせていただきます。」</p>		

## 議案及び議事内容

### 議決事項11 県立学校における教育活動の再開について

○花山院教育長代理 「議決事項11『県立学校における教育活動の再開』について、ご説明をお願いします。」

○吉田教育長 「それでは資料といたしまして、新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校再開方針の案、これが3ページございます。その後、再開方針の概要、それから国からの通知文を資料といたしております。それでは、私の方からは、4ページ目にある概要で説明させていただきたいと思います。

国から、新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドラインが出て参りましたので、それを踏まえて県教育委員会として対応方針を定め、令和2年4月1日から県立学校において、教育活動を再開いたします。再開に際しましては、まず1番目に、感染を防止するために、学校への配慮事項として、3つ、換気の徹底、人が密集しないように配慮をする、近距離での会話等を避ける、それから、子どもたちへは、登校前には必ず検温をする、健康チェックをする、手洗い咳エチケットを心がける、このことを学校から子どもへの指導をしていただきたいと思います。

続いて、教育活動の実施に当たりましては、まず、登下校時でございませけれども、登下校時に感染を防止するために通学時の混雑を回避すること、また、授業が始まる前の教室の換気などの環境整備を教員にさせていただくために、当面の間、授業を短縮することによって、始業時間を遅らせるなどの対応を実施いたします。想定しているのは、5分短縮することによって、30分程度始業時間を遅らせるということを主に考えております。それから、特別支援学校のスクールバスに関しましては、消毒、換気等を徹底して、感染防止対策を実施していただきます。次に、授業中の感染防止でありますけれども、教室等のこまめな換気を実施する、これは、授業中におきまして、45分の授業を想定いたしましたら、途中で必ず5分程度の換気の時間を設ける等のことを実施していただくとともに、当然、授業が始まる前の換気、それから休憩時間中の換気、また、子どもに対しては、近距離での会話等が必要な場合には咳エチケットの徹底を指導していただくこととさせていただきます。それから部活動につきましては、4月1日の春休みから実施いたしますけれども、基本的には部活動のガイドラインに沿って実施していただくこととなります。当面の間、他校との練習試合、合同練習、並びに合宿や遠征、演奏会、展覧会等は、中止または延期といたします。また、家庭と連携して、健康観察等も徹底していただきたいと思います。

次に、学校行事の実施でありますけれども、これは、入学式については、卒業式と同様、在校生を出席させない、来賓等には自粛を求める、保護者の参加は同居の家族に限る等、さらに時間の短縮、換気の徹底等をお願いいたします。新年度には始業式や在校生同士の対面式等がございませけれども、一堂に3学年が会するというのをできるかぎり避けていただきたいと思います。始業式は放送等を利用して実施することを検討いただく。それから、今、申しました複数学級以上が集まる行事は当面の間、必要最小限にとどめるということをお願いいたします。また、6月までの修学旅行につきましては、延期を検討していただきます。5番目に、医療的ケアが日常的に必要な幼児児童生徒や基礎疾患を有する子どもたちへの対応でありますけれども、登校の判断に当たっては、主治医の意見を踏まえ、個別に判断をしていただくこと、また校外活動等については、共有の物品がある場合は避けるなど細心の注意を払っていただきたいと思います。

最後に、幼児児童生徒または教職員が感染をした場合についてでございますけれども、感染に関する情報は常に教育委員会と学校で共有いたします。さらに、感染した生徒や教職員が出た場合には学校単位で臨時休業をまず実施し、そして感染者の濃厚接触者の把握、あるいは消毒等をするために、1日、2日、臨時休業を実施して、さらに保健所等々に報告をしながら、衛生部局等々と相談をし、臨時休業の期間、感染した教職員あるいは生徒の出席停止の期間等を適切に定めて参りたいと思います。それから長期にわたって臨時休業となった場合ですけれども、まずは休業する場合

## 議 案 及 び 議 事 内 容

には子どもたちに家庭学習を課すなどの学習への対応を行うこと、それから、いわゆる通信制の学校で導入をしている教育を普通科、全日制普通科にもそういった制度を導入することも検討していく必要があるかと思っております。

最後に言い忘れましたけれども、30分ほど子どもの登校が遅れるということになりますけれども、この機会に、奈良県の子どもは本を読むということの率も小中学校で低いということがありますので、本を読んだり、あるいは新聞をしっかり読んで、世界的な情勢、コロナの情勢も含めて、しっかり学んでいく姿勢をこの機会につけさせたいと思っております。

以上です。」

○花山院教育長代理 「このことについて、何かご意見、ご質問等はございませんか。」

○花山院委員 「私の方からいいでしょうか。始業時間を30分遅らせるということですが、当然、先生は時間どおり仕事に来られて準備をされる。その中で、生徒は始業時間以前に学校へ登校してくると思うんですよね。その子どもたちに対して準備をする中で、座席になるべく座るといふか、あまり自由にうろうろしないというようなことを気を付けてもらいたいと思います。もう一つ、県立学校に対しては、いわゆる30分始業を遅らせるということですが、これは県教委の方針ですから、市町村ではそれぞれが判断するというのでしょうか。」

○吉田教育長 「まず、30分遅らせることは、教員が授業開始前の健康チェックであるとか、教室の換気を徹底すること、あるいは、子どもたちがよく触るような場所の消毒を徹底するなどの準備をしっかりしていただける時間を確保するという意味もございます。また、市町村の教育長に始業時間を遅らせる意味もしっかり理解していただけるよう、発信していきたいと思えます。」

○上野委員 「朝の登校については30分間ずらすというお話で、一般の方との混雑が避けられ大変いい制度だと思いますが、下校の考え方は何かあるのでしょうか。」

○吉田教育長 「始業時間を30分遅らせることは、子どもたちが乗る電車の選択の幅も広がりますので、かなり混雑回避できるのではないかと見込んでおります。授業自体を45分にいたしますので、終了の時間は変わりません。高校生は終わった後、すぐに帰る子もいれば、部活動をする子もいたり、いろんな活動をする子もいますので、下校に関しては分散する状況になっていきますので、今は下校に関する手立ては特に考えていないところです。」

○伊藤委員 「今、部活動は当面中止ですよ。だから、授業が終わるとすぐ帰るわけですよ。」

○吉田教育長 「部活動も再開をします。」

○伊藤委員 「練習試合などは実施するのでしょうか。」

○吉田教育長 「そのような人が多く集まる合同の練習試合等については避けていただきます。」

○伊藤委員 「校内の練習は行ってよいのですか。」

## 議案及び議事内容

○吉田教育長 「はい。部活動の練習でも、やはり、人が密集するとか近距離で接触するとかそういうことを避けるような練習をしていただく。大会が今後どうなるかということもありますので、この練習試合等の中止、延期というものは、公式試合がどうなるかによってまた適切に学校には知らせていきたいと思えます。」

○花山院委員 「医療的ケアについてですが、重篤化した若い人は、いわゆる喘息を持っているとか、そういう疾患を持っている人ということなので、この主治医の判断を踏まえてということとは、当然、初めて登校する日以前に家庭で確認するということでしょうか。」

○吉田教育長 「そうですね。特に特別支援学校の生徒さんには、個別の指導計画が立てられており、そこにいろいろな配慮事項が書かれておりますので、スムーズに受け入れられると思うのですが、高等学校の基礎疾患を持っている生徒に対してはそういったものがないので、授業開始までの間に家庭としっかり連携を取っていただきながら判断をしていただくことになると思えます。」

○花山院委員 「そこはよろしくお願ひしたいと思えます。」

○伊藤委員 「長期に臨時休業になった場合を想定して通信の方法による家庭学習などを用いると書いてあるんですけども、即対応できるような状況、体制があるのでしょうか。前もって準備しておかないと難しいのではないのでしょうか。」

○吉田教育長 「通信の方法を導入するということは、いわゆる添削指導をするプリントを作成するということと、個別にスクーリング、個別指導するというのを併せて教科の目的を達せられたかどうかを判断していくこととなります。学校ごとにそのプリント、教科の内容が変わる可能性がありますので、例えば感染者が出たという場合には、やはりプリント学習を何らかの形で導入をしていく。それが学校として長期に、たとえば1学期間とかあるいは2学期間となっていくとその補充をする時間を後ろに送ることができませんので、今、申し上げたように添削指導とスクーリング等の新たな制度の導入を検討します。スクーリングもクラスごとに集めるのか、あるいはもう少し小グループで集めるのか、個別指導をオンラインでするのかといったことも検討する必要があると思っておりますので、準備は事前にはしておく必要があると思えます。」

○伊藤委員 「学校によって状況が違うと考えられますが。」

○吉田教育長 「大和中央高等学校の通信制課程がありますので、ノウハウは持っています。ただ、申し上げたように内容は変わっていく可能性があります。」

○伊藤委員 「各学校によって対応がバラバラになってしまう可能性がありますので、なにか基本になるガイドラインのようなものを考えておいた方がいいと思えます。」

○吉田教育長 「そうですね。検討させていただきます。」

○花山院委員 「ほとんどいないと思うんですけども、海外に行っていて帰ってくるという場合、指定された地域は14日間隔離されることがあります。4月7日が入学式や始業式なので、この14日間に引っかかる可能性が若干出てくると思えます。学校で確認の機会をとっていただけたらと思えます。」

## 議 案 及 び 議 事 内 容

○吉田教育長 「30日に校長会を開催して、今、委員がお述べになったことは徹底していきたいと思います。」

○高本委員 「国際高校への留学生はもう来日していますか。」

○大石学校教育課長 「一部、まだ来日していないと聞いております。」

○高本委員 「そうですか。では、その方に事情を説明して、きちっと対応をお願いします。」

○吉田教育長 「はい、対応していきます。」

○森本委員 「学校の方は徹底してやっていただくと思いますけれども、たとえば登校前の検温など、保護者側の意識を高めていただくことが重要だと思います。」

○吉田教育長 「学校再開にあたって、教育委員会から保護者の皆さんに徹底をお願いする文書を出した方がいいかもしれません。」

○熊谷教育政策推進課長 「おっしゃっていただいたのは大切な視点だと思いますので、保護者の方にもお願いをさせていただきたいと思います。」

○花山院教育長代理 「他にご意見、ご質問が無いようですので、原案どおり議決してよろしいか。」

※各委員一致で可決

○花山院教育長代理 「議決事項11については可決いたします。議事進行を吉田教育長に交代をさせていただきます。」

○吉田教育長 「議決事項2については、人事に関する案件のため、当教育委員会においては非公開議案として審議すべきものと考えます。委員のみなさまにお諮りします。いかがでしょうか。」

可 決

※ 各委員一致で可決

○吉田教育長 「委員のみなさまの議決を得ましたので、本日の議決事項2については、非公開議案として審議することとします。」

### 議決事項1 教育委員会に提出された請願について

○吉田教育長 「それでは、議決事項1『教育委員会に提出された請願』について、でございます。本日は、1件の請願についてご審議いただきたいと思います。  
請願書についてご説明をお願いします。」

○塩見教育次長 「請願についてご説明します。県立高校の再編の経緯について、平城高校で吉田教育長による説明会開催を求める請願でございます。請願内容は、請願書に記載されておりでございます。以上です。」

## 議案及び議事内容

○吉田教育長 「それでは、請願について調査した内容をご報告してください。」

○熊谷教育政策推進課長 「調査結果についてご報告します。昨年度、『県立平城高等学校閉鎖に伴う説明を教育長自ら行うことを求める請願書』が提出されており、平成31年4月5日開催の第1回教育委員会会議定例会において各委員一致で不採択としていただいております。この後も同様の請願が提出され、令和元年8月30日開催の第8回教育委員会会議定例会において本年度の不採択の判断を維持する旨の確認がなされております。なお、この請願は在校生と保護者に対する教育長による説明を求めるものでありますが、これまでに平城高校所在地域の住民代表からも説明・協議を求められておまして、今後、地域との協議を進める中で県教育委員会が組織として適切な方法で説明を行っていきたいと考えております。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見・ご質問はございますか。」

○花山院委員 「前回に審議をしていますね。」

○吉田教育長 「再編についての経緯に対しては、議会も含めて全体の経緯、それから再編の趣旨、目的等については説明をさせていただきました。しかし、平城高校の廃校に伴う奈良高校の移転という部分で、なかなかご理解をいただけていないことだと思うのですが、私は、今、新たなステージに入ってきているのではないかと考えています。いかにして移転がスムーズにいくか、それは地域、生徒同士、それから平城高校保護者・同窓会、奈良高校保護者・同窓会が移転に向かって一致協力していくという段階に今後入っていく中で、私は説明を拒否をしているという思いはございません。ただ、再編の経緯について説明をするということに関しては、従来通り、私としてはもうすでにし尽くしたと思っております。」

○吉田教育長 「それでは、今のことも踏まえまして、この請願については不採択としてよろしいですか。」

※各委員一致で不採択

○吉田教育長 「それでは本請願は不採択とします。以上で、議決事項1『教育委員会に提出された請願』についての審議は終了とします。」

### 議決事項3 奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則について

○吉田教育長 「議決事項3『奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則』について、ご説明をお願いします。」

○塩見教育次長 「奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則及び奈良県立教育研究所管理運営規則の一部を改正する規則について、ご説明します。教育委員会事務局内で、事業推進等のために、令和2年4月向け教育委員会事務局及び奈良県立教育研究所の組織及び事務分掌の見直しに伴い、所要の規則改正をしようとするものです。お手元には、規則改正にかかる「理由・要旨」、「新旧対照表」のほかに、「令和2年4月向け教育委員会事務局組織の見直しについて」及び「奈良県教育委員会事務局組織の新旧対照」をお配りしています。

## 議案及び議事内容

「令和2年4月向け教育委員会事務局組織の見直しについて」で主な見直しについてご説明させていただきます。

(1) 効果的な子ども支援のための組織の再編成です。1点目は、特別支援教育推進室の設置です。特別支援教育の一層の推進を図るため、学校教育課特別支援教育係と教育研究所特別支援教育部を統合し、特別支援教育推進室を新設いたします。

2点目は、生徒指導支援室の再編です。不登校等学校不適應の児童生徒に対する教育支援体制の充実を図るため、従来生徒指導支援室で行っていた不登校への対応や、義務教育諸学校の指導支援業務を行う組織として、教育研究所に「教育支援部」を新設いたします。また生徒指導行政や県立学校の指導支援に関する業務を学校教育課に移管し、生徒指導支援室を発展的に解消いたします。

(2) 教育研究所組織名の改称です。教育の情報化を通じて、21世紀を生き抜く力を育む新たな学習スタイル・授業感を創造するため、「教科・情報研究部」を「教育情報化推進部」に改称するとともに、係の役割を明確にするため、「教科教育係」を「学習指導係」に、「ICT教育係」を「事業推進係」に改称いたします。なお、職員定数の増減はございません。

「教育委員会事務局組織の新旧対照」では、先ほどご説明させていただいた、特別支援教育推進室の設置、生徒指導支援室の廃止及び教育研究所に関するもののほか、学校教育課の係の名称が変更となっています。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○吉田教育長 「ご意見、ご質問が無いようですので、原案どおり議決してよろしいか。」

※各委員一致で可決

○吉田教育長 「議決事項3については可決いたします。」

### 議決事項4 奈良県教育委員会行政文書管理規程の一部改正について

○吉田教育長 「議決事項4『奈良県教育委員会行政文書管理規程の一部改正』について、説明をお願いします。」

○塩見教育次長 「奈良県教育委員会行政文書管理規程の一部改正について、ご説明します。先程の議案において説明しましたとおり、事務局の組織改正に伴い、「特別支援教育推進室」の設置と「生徒指導支援室」の廃止が行われます。これに伴い、公文で使用する特別支援教育推進室の記号を新たに設けるとともに、生徒指導支援室の記号を廃止するものです。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○吉田教育長 「ご意見、ご質問が無いようですので、原案どおり議決してよろしいか。」

※各委員一致で可決

○吉田教育長 「議決事項4については可決いたします。」



## 議案及び議事内容

### 議決事項5 奈良県教育委員会優秀選手賞等表彰規則等の一部を改正する規則について

○吉田教育長 「議決事項5『奈良県教育委員会優秀選手賞等表彰規則等の一部を改正する規則』について、ご説明をお願いします。」

○塩見教育次長 「奈良県教育委員会優秀選手賞等表彰規則等の一部を改正する規則について、ご説明します。今回の改正は、令和2年度から県内の自治体に小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が設置されることに伴うものです。

改正の対象となる教育委員会規則は次の3つです。

1つ目は「奈良県教育委員会優秀選手賞等表彰規則」で、表彰対象に、中学校の課程に相当する「義務教育学校後期課程」に在籍する生徒又は生徒で構成された団体を追加します。

2つ目は「奈良県教育支援委員会規則」で、市町村教育委員会から依頼があった場合に就学先の決定等の助言を行う対象について、小学校及び中学校の課程に相当する「義務教育学校」に就学しようとする障害を有する者と義務教育学校に在学する障害を有する児童・生徒を追加します。

3つ目は「奈良県立高等学校総合寄宿舎管理運営規則」で、入寮願に記載する「卒業（見込）中学校名」について、義務教育学校にも対応できるよう「卒業（見込）中学校等名」に改めるものです。

なお、実際の設置の有無に関係なく規定が必要な教育委員会規則については、学校教育法の改正時に改正を行っております。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○吉田教育長 「ご意見、ご質問が無いようですので、原案どおり議決してよろしいか。」

※各委員一致で可決

○吉田教育長 「議決事項5については可決いたします。」

### 議決事項6 奈良県教育委員会所属職員服務規程の一部改正について

○吉田教育長 「議決事項6『奈良県教育委員会所属職員服務規程の一部改正』について、説明をお願いします。」

○塩見教育次長 「奈良県教育委員会所属職員服務規程の一部改正について、ご説明します。地方公務員法の改正により新設される会計年度任用職員を本規程の対象となる職員から除く等のため、所要の改正をしようとするものです。会計年度任用職員の服務については、別途要綱にて定めます。その他、記載のとおり所要の改正を行います。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○吉田教育長 「ご意見、ご質問が無いようですので、原案どおり議決してよろしいか。」

## 議 案 及 び 議 事 内 容

※各委員一致で可決

○吉田教育長 「議決事項6については可決いたします。」

### 議決事項7 奈良県教育委員会事務決裁規程の一部改正について

○吉田教育長 「議決事項7『奈良県教育委員会事務決裁規程の一部改正』について、ご説明をお願いします。」

○塩見教育次長 「奈良県教育委員会事務決裁規程の一部改正についてご説明します。地方公務員法の改正により新設される会計年度任用職員の採用、退職、育児休業等の承認を、課長及び教育機関の長の専決事項とするものです。また、職員の休憩時間の割り振りについても、課長及び教育機関の長の専決事項といたします。その他、記載のとおり所要の改正を行います。  
以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○吉田教育長 「ご意見、ご質問が無いようですので、原案どおり議決してよろしいか。」

※各委員一致で可決

○吉田教育長 「議決事項7については可決いたします。」

### 議決事項8 奈良県立高等学校等に勤務する教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の制定等について

○吉田教育長 「議決事項8『奈良県立高等学校等に勤務する教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の制定等』について、ご説明をお願いします。」

○香河教職員課長 「奈良県立高等学校等に勤務する教育職員の在校等時間の上限等に関する規則制定等についてご説明します。公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に伴い、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより、教育職員の業務量の適正な管理等に関する措置を講ずるための条例改正を行いました。この条例の規定を根拠として、文部科学省より示された指針に基づき、教育職員の在校等時間の上限等に関する規則及び業務量の適切な管理等を図るための方針を策定するものです。規則には、正規の勤務時間外に教育職員が学校教育活動に関する業務を行う時間の上限を1箇月45時間、1年360時間とすることなどを規定しています。また、この上限時間以外の、実施に当たっての留意事項などを方針に盛り込みました。施行日は、令和2年4月1日です。ご審議のほどよろしく申し上げます。  
以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○花山院委員 「1箇月45時間を超えた人はどのように確認するのですか。自己申告ですか。」

## 議 案 及 び 議 事 内 容

○香河教職員課長 「4月からは管理システムが入りますので、客観的に時間数は把握できるようになります。ただし、家庭訪問など校外での活動時間は管理職が管理をしていくこととなります。」

○花山院委員 「管理システムは、学校に来た時間から記録することになるのですね。例えば、着替えの時間なども含まれるのですか。」

○香河教職員課長 「学校に来た時間から学校を出る時間までを記録することになります。ただ、文部科学省から指針が示されていて、正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間は、申告に基づき在校等時間からは除くこととなります。」

○吉田教育長 「早く学校に来たらその時間を記録することになりますか。」

○香河教職員課長 「基本的には学校にいる時間を記録することになりますが、その中で業務以外のことをする時間は45時間のカウントからは除くこととなります。」

○吉田教育長 「徹底できますか。」

○香河教職員課長 「初めてのことでありますので、学校からは、かなりの件数の問い合わせが来ます。引き続き周知に努めたいと思います。」

○吉田教育長 「出退勤の読取機はどこに設置するのですか。」

○香河教職員課長 「各校1台の設置ですので、事務室の前などへの配置を予定しています。」

○吉田教育長 「他にご意見、ご質問が無いようですので、原案どおり議決してよろしいか。」

※各委員一致で可決

○吉田教育長 「議決事項8については可決いたします。」

議決事項9 奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

○吉田教育長 「議決事項9『奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則』について、ご説明をお願いします。」

○大山人権・地域教育課長 「奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について、新旧対照表を用いてご説明します。表題にあります『奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則』につきましては、現行の第1条にありますように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の六の規定に基づいて設置されているものであります。この国の規定が今般の改正により第四十七条の『三』が削除され、『四』以下が繰り上がるということになり、現行で『第四十七条の六の規定』とあるものを、改正案とし

## 議案及び議事内容

まして『第四十七条の五の規定』に変更するというものです。規定の改正により法律に条ずれが生じるため、同法を引用する箇所の整備を行うものであります。内容については何ら変更するものではありません。施行期日は令和2年4月1日からとなります。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○吉田教育長 「ご意見、ご質問が無いようですので、原案どおり議決してよろしいか。」

※各委員一致で可決

○吉田教育長 「議決事項9については可決いたします。」

### 議決事項10 奈良県部活動の在り方に関する方針（改定案）について

○吉田教育長 「議決事項10『奈良県部活動の在り方に関する方針（改定案）』について、説明をお願いします。」

○栢木保健体育課長 「奈良県部活動の在り方に関する方針（改定案）について、ご説明します。本方針は、平成31年4月に義務教育である中学校段階の部活動を主な対象として策定したのですが、今回新たに高等学校を対象として加え、改訂するものです。なお、高等学校においては、スポーツ庁及び文化庁が策定している「運動部活動・文化部活動の在り方に関するガイドライン」において、「高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、多様な教育が行われている点に留意する」という記載があることから、ただし書きとして、「学校や地域の状況、生徒の発達の段階生徒の多様なニーズに等に応じ、活動時間を設定することもできる。その際は、生徒・保護者に十分な理解を得るとともに、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう計画を立てること」という文章を追記しています。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○吉田教育長 「指導・運営に係る体制の構築のところで、部活動指導員や外部指導者とありますが、部活動指導員と外部指導者との違いは何ですか。」

○栢木保健体育課長 「部活動指導員は部活の運営や試合等の引率ができる立場で、外部指導者は、技術等の指導を行うが、顧問と一緒にないと指導ができません。」

○吉田教育長 「なぜ、高等学校は外部指導者を部活動指導員にしないのですか。」

○栢木保健体育課長 「予算や事業の関係で来年度に関しては、高等学校に部活動指導員を置くことができませんでした。」

○吉田教育長 「外部指導者の事業費を部活指導員に置き換える等の工夫はできないのですか。」

## 議案及び議事内容

○栢木保健体育課長「今後、検討していきたいと思います。」

○吉田教育長 「他にご意見、ご質問が無いようですので、原案どおり議決してよろしいか。」

※各委員一致で可決

○吉田教育長 「議決事項10については可決いたします。」

### 報告事項1 「学校における働き方改革推進プラン」について

○吉田教育長 「報告事項1『学校における働き方改革推進プラン』について、報告をお願いします。」

○熊谷教育政策推進課長 「『学校における働き方改革推進プラン』について、ご報告します。

社会の急激な変化が進む中で、学校教育の改善・充実が求められていますが、一方で、学習指導のみならず、学校が抱える課題はより複雑化・困難化を示しており、国においては、教員のこれまでの働き方を見直し、その人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動ができるようにすることを目的として学校における働き方改革を進めています。

県教育委員会におきましても、国のガイドラインや通知に基づきまして「学校における働き方改革推進会議」を設置し、第1回を令和元年6月19日に開催しました。第2回会議は9月27日に開催し、『学校における働き方改革推進プラン』及び『教育職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るための方針』等の素案について意見交換を行いました。その後、関係団体等へのヒアリングを経て12月25日に第3回推進会議を開催し、会議として案を取りまとめました。

「学校における働き方改革推進会議」の概要につきましては、別紙資料にまとめておりますので後ほどご覧いただければと思います。

プランの方ですけれども、別紙資料の「概要」の構図と一緒にご覧いただければと思います。目標にありますように、「長時間勤務の是正により子どもと向き合う時間を十分に確保し、教育の質の向上を図る」ことを目的としております。内容といたしましては、プラン冒頭で教育長のメッセージに続き、教員の長時間勤務の現状や国の動き、県の取組の方向性について示しております。

取組内容の項目は別紙資料の「概要」の右側に示したとおりですが、プラン本体をご覧いただきますと、たとえば4ページにありますように、四角の枠内に示しております国の通知に対応する項目に関して、枠下の鉛筆マークの箇所にもその実現に向けての具体的な目標を提示するとともに、各市町村教育委員会や小・中学校における連動した取組を要請しております。

今後、県教育委員会としましては、速やかに本プラン・方針を県立学校及び各市町村教育委員会に公表、周知し、学校及び教育職員が担う業務の明確化・適正化を図り、学校の組織運営の体制の在り方を見直しながら勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方を推進していく所存でございます。

なお、学校における働き方改革の推進に当たりましては、なによりも地域や保護者の方々の御理解が重要であることから、別紙資料リーフレットのような啓発資料を活用し、なお一層周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

## 議案及び議事内容

○吉田教育長 「リーフレットに、先生が学校に来るのは始業時刻の平均56分前とありますね。だいたい1時間前に来るとい話ですね。小学校では集団登校で子どもが来るのは8時までに来るのに先生の勤務時間は8時20分からですよと言っても、8時前に先生は来ないと仕方がないですよね。」

○森本委員 「これはそういうことも含めて見直してもらうように呼びかけをしていくということでしょうか。」

○吉田教育長 「これは教員の問題ではなくて、子どもの集団登校と教員の勤務時間との関係なんですね。」

○香河教職員課長 「勤務の側からしますと、8時20分に教員が来るとなりますので、生徒に来てもらう時間は当然、それより後ろで設定いただかないと、おかしいこととなります。」

○吉田教育長 「本来はそうですね。」

○香河教職員課長 「それぞれの家庭の事情により、子どもを早く送り出したい家庭もあるので、実際子どもが来る時間が早くなっていると思います。勤務時間は、今は一斉に8時20分スタートなどにしていますので、たとえば、その中の一部の人でもずらして交代制で8時から来るなど、勤務時間の割り振りをする方法がないかを考えています。少しでも実際の学校の実態に合う形で教員が対応できるような体制を取れるようにしていきたいと考えています。」

○吉田教育長 「今は勤務時間は一斉なのですね。」

○香河教職員課長 「今は学校で一斉に、たとえば8時20分から4時50分までと決まっています。」

○吉田教育長 「では、登校を8時20分以降にしてくださいと言ったら、小中学校の保護者がどう思われるかわかりませんよね。今はみんなが早く来ないといけないと持っている可能性がありますよね。でも、集団登校で8時までに来るのであれば、ある教員がそういうふうに関り振れたらかなりこれも緩和されるのではないかと思います。」

○香河教職員課長 「一方で担任としては生徒の朝の状態を見たいという声もあるようですので、人に任せるのではなく、やはり自分の目で見たいという話もあって、その辺の意識も変えていただかないといけないところはあるかもしれません。勤務の割り振りについては研究を続けたいと思います。」

○吉田教育長 「市町村教育委員会にそこをきちり言っていないといけないですね。今までの慣例が当たり前のことのようにずっと来年度も起こると思います。早く帰れるように変えるべきだと考えます。」

○花山院委員 「自分の職場もそういうふうに変えてやったので、私もまったく同じことを申し上げようと思っていました。」

○吉田教育長 「校務支援システムを今導入していますね。どのように運用していくかというこ

## 議案及び議事内容

ともある程度定めていかなければならないし、校務支援システムで今までの学校の慣習を打ち破れるのではないかと考えています。学校に備え付ける帳簿として、出席簿は必ず必要でしょうか。例えば、教科担当者が自分でシステムに毎日入れていくと出席簿がいらなくなる。紙も不要になるし、教務のあの大変な作業が必要なくなっていく。それから校務日誌などのいろいろなものがそれに代わっていく可能性があるのです。県立でそこをしっかりとリーディングして市町村の方にも伝えていったら業務改善が進みますね。」

○森本委員 「働き方推進プランとリーフレットは、各市町村教育委員会に説明していただくということですね。」

○熊谷教育政策推進課長 「今、おっしゃっていただきましたこのプランとリーフレットにつきましては、各市町村教育委員会にもお配りさせていただきますし、各学校にも届くようにいたします。また、リーフレットにつきましては、児童生徒・保護者・地域・PTA関係者等々、15万部を4月中に配布する予定で進めております。」

○吉田教育長 「どう配布しますか。学校へ送るのですか、それとも校長会等で渡すのですか。」

○香河教職員課長 「地域・保護者の方々に特に見ていただきたいというのがありますので、まだきっちりと決めていませんが、基本的には学校から配っていただくことを考えております。」

○吉田教育長 「説明会は開かないのですか。」

○香河教職員課長 「今のところ説明会の予定はしておりません。」

○森本委員 「良いものを作ったら周知しないといけませんね。このリーフレットはものすごくいいですね。」

○吉田教育長 「周知の仕方を検討してください。」

○吉田教育長 「他にご意見、ご質問が無いようですので、承認してよろしいか。」

※各委員一致で承認

○吉田教育長 「報告事項1については承認いたします。」

### 報告事項2 令和2年度奈良県教育振興大綱アクションプランについて

○吉田教育長 「報告事項2『令和2年度奈良県教育振興大綱アクションプラン』について、ご報告をお願いします。」

○熊谷教育政策推進課長 「『令和2年度奈良県教育振興大綱アクションプラン』について、ご報告します。

第2期奈良県教育振興大綱の策定が令和2年度中となるため、引き続き現大綱を踏まえた『奈

## 議 案 及 び 議 事 内 容

良県教育振興大綱アクションプラン』を定め、県教育委員会所管の取組の進捗管理を行います。

『奈良県教育振興大綱アクションプラン』は、大綱に掲げられた15の方向性のうち、大学教育以外の14の施策の方向性の県教育委員会所管の部分について、年度毎の主な取組と指標及び目標値を示したもので、3月末に県教育委員会ホームページに掲載する予定です。

アクションプランの構成についてご説明いたします。

例として、3ページの施策の方向性②をご覧ください。ここでは、主に学びのステージの義務教育の部分における取組についてまとめています。

重要業績評価指標の欄には、大綱より教育委員会所管分のみ転記しています。大綱に示されている基準値の他に、最新値である現状値を記載し、評価の欄には、達成状況をAからDとして示しています。

4ページの中段の四角囲みの部分では、重要業績評価指標から見た現状と課題を文章で表記しています。前年度より変更及び新規に掲載したものは赤字で記載しております。

今年度の取組には、大綱の主な取組の項目ごとに、令和2年度実施の事業・取組内容と指標・目標値を示しました。大綱に直接記載がある取組には、項目に網掛けをしてページ数を記載しています。本年度より変更した部分は赤字で記載しております。

これらの取組と指標は、毎年実施している教育委員会事務の点検及び評価を行う際の基準とし、取組の達成状況を点検・評価しながら、PDCAサイクルを回していきたいと考えています。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○花山院委員 「15ページの重要業績評価指標の欄にある『地域の行事に参加していると回答する児童生徒の割合』の小学校の評価がDで、現状と課題には『地域の行事に参加していると回答する児童生徒の割合は小学校で減少』という記述があります。子どもが少ないとは言え、県や市町村から地域への働きかけを行い、自治会等で地域と子どもをつなぐ行事を進めていかないことには、行事に参加するように子どもたちに言ってもこの割合は上がらないのではないのでしょうか。地域に愛着を持つことは大切だと思います。」

○吉田教育長 「この割合について市町村ごとの分析はできていますか。」

○熊谷教育政策推進課長 「今はそこまでの分析はできておりません。」

○吉田教育長 「市町村単位で小学生だけが低いのか、中学生も低いのか等、傾向があることについて発信できているのでしょうか。」

○大石学校教育課長 「全国学力・学習状況調査について、今議論をしています。すべての校区に子どもが参加できる行事があるのかを調べてみようという問題意識を持っています。」

○吉田教育長 「全ての市町村が低いのか、あるいは子どもが行事に参加しているのに参加しているという意識を持ってないということはないのでしょうか。」

○大石学校教育課長 「子どももそうですが、先生方の意識も統一されていないように聞いています。次年度、全国学力・学習状況調査を実施する前に、各校に指導していきたいと考えています。」



## 議案及び議事内容

○花山院委員 「奈良市若宮おん祭の時期には、講演の依頼を受け、小学校へ出向くことがあります。」

○吉田教育長 「奈良市であれば、この割合は100%ではないでしょうか。」

○高本委員 「地域の行事があると子どもを出すように区長から連絡があるようです。」

○吉田教育長 「それであれば、その地域の割合は100%になっているでしょう。ところが、子どもは日常的に参加しているがゆえに当たり前になって、『行事に参加している』と回答していない可能性があるのではないのでしょうか。」

○花山院委員 「地域への働きかけも必要だと思います。」

○吉田教育長 「行事がないと仕方がないところがあるかもしれません。」

○花山院委員 「昔はどの地域にも子ども会があったが、今はほとんどありません。しかし何かをしていかないといけないのではないのでしょうか。」

○吉田教育長 「他にご意見、ご質問が無いようですので、承認してよろしいか。」

※各委員一致で承認

○吉田教育長 「報告事項2については承認します。」

### 報告事項3 令和2年度公立学校・園の設置・廃止等について

○吉田教育長 「報告事項3『令和2年度公立学校・園の設置・廃止等』について、ご報告をお願いします。」

○大石学校教育課長 「公立学校及び幼稚園の設置・廃止等について、ご報告します。本日報告いたしますのは、本年度届出があったものです。まず、来年度新設される義務教育学校の届出が3件、幼稚園では、廃止4件、休園5件の計9件、小学校では、設置1件、廃止6件、休校3件の計10件、中学校では設置1件、廃止6件の計7件、最後に中学校の二部授業実施が3件、合計32件となります。

特に、本県で初めて設置される義務教育学校について申し上げます。来年度は3校新設されます。曾爾村立曾爾小中学校、天川村立天川小中学校、上北山村立上北山やまゆり学園の3校です。その他は、配布資料のとおりです。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○吉田教育長 「ご意見、ご質問が無いようですので、承認してよろしいか。」

※各委員一致で承認

## 議 案 及 び 議 事 内 容

○吉田教育長 「報告事項3については承認いたします。」

○吉田教育長 「その他報告事項について、報告をお願いします。」

○塩見教育次長 「平成31監査年度第2回監査結果報告書の概要について、ご報告します。監査の結果につきましては、地方自治法（第199条第9項）の規定により、各行政委員会へも報告が提出されることとなっております。この第2回報告書が、2月20日付けで提出されましたので、その内容についてご報告させていただきます。この報告は、令和元年11月から令和2年1月にかけての定期監査を含め表紙記載の2つの監査の結果報告です。教育委員会関係では、定期監査分が該当しています。

「監査の結果」についてご報告いたします。3ページをご覧ください。部局別の指摘事項等の一覧でございます。「合計」欄をご覧ください。全体で「指摘」事項が90件、「注意」事項が28件、「意見」が1件、合計119件ございました。うち、教育委員会関係ですが、表の下から5行目に記載のとおり、合計36件でした。内訳として、小計は記載がありませんが「指摘」が31件、「注意」が5件でした。33ページをご覧ください。教育委員会に関する内容については、33ページから47ページでございます。詳細の説明は割愛させていただきますが、支出負担行為および契約書作成の遅延や、その他支出関係等における事務処理の誤りなどについて、指摘等を受けています。教育委員会は、県立学校を含むため所属数は多いというものの、他の部局に比べて、多い状況となっております。引き続き、各所属に対し事務処理のルール徹底を図り、各所属の内部チェック機能の強化等の取組を進めて参ります。

以上です。」

○吉田教育長 「遅延等の指摘事項が多いですね。各学校の事務長は把握しているのですか。」

○塩見教育次長 「把握しております。」

○吉田教育長 「今後発生しないように徹底をお願いします。」

○吉田教育長 「他にご意見、ご質問が無いようですので、その他報告事項について、承認してよろしいか。」

※各委員一致で承認

○吉田教育長 「その他報告事項については承認いたします。」

○吉田教育長 「その他、連絡事項はございますか。」

○塩見教育次長 「すでに新聞等で報道がされておりますが、高等学校廃止処分取消等請求事件の第1審の判決がありましたのでご報告します。

平城高校の生徒が同校の廃止を定めた条例の取り消しと損害賠償を求めた訴訟につきまして、3月24日、奈良地裁で判決がありました。条例の取り消しについては、平城高校が廃止されることで原告らの権利や法的利益が変動することはないとして、請求が却下されました。損害賠償については、原告らが中学3年生の時点で、募集停止に伴い3学年が揃わなくなる可能性について情報提供は可能であったとして、請求の一部が認められ、原告1人当たり11万円の損害賠償を命

## 議案及び議事内容

じられました。今後の対応については現在検討中です。  
以上です。」

○栢木保健体育課長 「第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会の開催要望書について、令和2年1月に奈良県体育協会から教育長に開催要望がされました。また、本年2月議会で、開催が承認されました。これを受けて、4月17日（金）に、荒井知事、吉田教育長、土佐県体育協会会長、川手県障害者スポーツ協会会長が、文部科学省、日本スポーツ協会、日本障害者スポーツ協会に、開催要望書を提出しますので、お知りおき下さい。  
以上です。」

### 非公開議案

議決事項2 人事について（事務局関係）

非公開にて審議

○吉田教育長 「それでは、議案の審議が終了したと認められますので、委員のみなさまにお諮りします。本日の委員会を閉会することとしては、いかがでしょうか。」

※各委員一致で承認

○吉田教育長 「委員のみなさまの議決を得ましたので、これをもちまして、本日の委員会を閉会します。」